

建築基準法第 43 条第 2 項第一号の規定に基づく認定の基準

岐阜県都市建築部建築指導課

令和 5 年 8 月 1 日制定

令和 5 年 12 月 13 日改正

趣旨

この基準は、建築基準法（以下、「法」という。）第 43 条第 2 項第一号に基づく認定（以下、「認定」という。）において適用する建築基準法施行規則（以下、「省令」という。）第 10 条の 3 第 1 項から第 3 項まで並びに第 10 条の 4 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定のほか、岐阜県知事（以下、「知事」という。）が特定行政庁として、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める条件を定めるものである。

ただし、この基準によることが適切でない場合は、認定の可否について個別に審査することとする。

基準

1 敷地及び建築物に関する基準

法第 43 条第 2 項第一号に規定する道（以下、「道」という。）を法第 42 条第 1 項に規定する道路とみなして、法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合すること。

2 道に関する基準

(1) 省令第 10 条の 3 第 1 項第一号に該当するものについては、以下の全てに適合すること

① 道は、国、県、市町村その他公的団体（土地改良区を含む）が管理するものであること。

② 道の利用に関して管理者の許可等を必要とする場合においては、あらかじめ、当該許可等を得ていること。

(2) 省令第 10 条の 3 第 1 項第二号に該当するものについては、以下の全てに適合すること

① 法第 42 条第 1 項第五号の規定に基づく道路の位置の指定を受けることができない理由があること。

② 岐阜県道路位置指定基準のうち、第 2 条から第 10 条までの基準に適合するものであること。

参考

1 認定を受けることができない建築物

省令第 10 条の 3 第 3 項の規定により、法第 43 条第 3 項に基づく条例で制限が付加されている建築物を対象外としていることから、岐阜県建築基準条例（以下、「県条例」という。）第 8 条、第 19 条から第 21 条までの適用を受ける建築物は認定対象とならないことに留意すること。

2 附属建築物の取扱い

省令第 10 条の 3 第 3 項第一号に規定する用途の建築物には、用途上不可分となる附属建築物（倉庫

等)を含むものとする。

ただし、附属建築物であっても床面積の合計が 50 m²を超える自動車車庫にあつては、県条例第 19 条及び第 20 条の制限が付加されているため、認定対象とならないことに留意すること。

3 認定を受けた建築物の計画の変更等についての取扱い

認定を受けた建築物の計画の変更、増築、改築又は移転のうち、次に掲げる要件の全てに該当する場合については、改めて認定を受けることを要しないものとする。

- ① 認定を受けた際における敷地及び敷地と道との関係について変更がないこと。
- ② 建築物の用途の変更がないこと。
- ③ 計画の変更又は増築後の建築物の延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。以下同じ。）が、認定を受けた際における建築物の延べ面積の 1.5 倍以下であり、かつ、500 m²以内であること。
- ④ 計画の変更、増築、改築又は移転後の建築物及び敷地の計画が、省令及び知事が定める認定の基準に適合すること。